



現在、「個人情報」を利用したさまざまなサービスが提供され、私たちの生活は大変便利なものになっていますが、その反面、「個人情報」が誤った取扱いをされると、個人に取り返しのつかない被害を及ぼす恐れがあり、「個人情報保護法」も今年4月1日から施行されています。

町では、皆さんの大切な個人情報を守るために、住民異動届・戸籍関係届及び関連の証明等を受ける際の本人確認を行っています。皆さんのご理解、ご協力をお願いします。

住民異動届出及び戸籍各種 証明書交付の際の本人確認

確認の方法は?

本人確認が必要とされる届出等があった場合には、窓口に来られた方に次のいずれかを提示していただきます。

- 運転免許証
- パスポート
- 住民基本台帳カード
- 健康保険証
- 障害者手帳
- 年金手帳
- その他本人であることが証明できるもの

対象となる届出と申請は?

窓口に来られる皆様にはお手数をおかけしますが、趣旨をご理解のうえご協力をお願ひいた第三者が不正に請求し、取得することを防止するために行っているものです。

- ★ 住民異動届（転入・転出・転居・世帯変更届出等）
- ★ 戸籍の各種証明（戸籍・除籍・原戸籍等の謄抄本・届書の受理・不受理の証明、戸籍の附票、身分証明書等の申請）
- ★ 戸籍の各種届（婚姻・離婚・養子縁組等）
- が本人確認を行う対象の届出と申請となります。

確認書類がない場合は?

本人確認ができるものをお持ちでなかつた場合には、窓口にて口頭で本人確認に必要な事項の質問等を行いますのでご了承ください。

以上のことに関して、何か不明な点、質問等ある場合には本庁住民課か田代支所民生課までご連絡ください。

消費者は何が出来るようになるの?

個人情報保護法

4月1日からスタートした

個人情報保護法とは?

「個人情報保護法」とは、情報は個人のものと定め、個人の権利や利益を保護することを目的にして、行政機関や民間事業者の個人情報の取扱いに、共通する必要最低限のルールを厳密に定めています。

個人情報とは?

個人情報とは、氏名、生年月日などによって、個人がだれであるかを識別することができる情報を言います。

個人の身体（写真・音声を含む）や、財産などの情報も、氏名などと一体となつていれば「個人情報」にあたります。

個人情報の本人は、個人情報取扱い事業者に対しても、自分に関する「情報の開示」や「訂正」等を求めることができるほか、事業者が法律の義務に違反して個人情報を取扱つているときは、その「利用停止」等を求めるこ

役場本庁	住民課
TEL 0994 (22) 3039	(直通)
田代支所 民生課	

とができます。